

昭和38年度

同和地区実態調査報告書

[長野県小諸市加増地区]

同和对策審議会

目次

はじめに	1
1 調査対象地区の選定理由	1
(1) 調査過程	2
(2) 地区人口の移動状況	3
(3) 人口流出の傾向	3
(4) 人口流入の傾向	3
2 地区概況	4
(1) 地区の沿革	4
(2) 地区の立地条件	5
(3) 物的状況	5
(4) 産業状況	7
(5) 一般概況	9
3 精密調査の概要	10
(1) 人口状態	10
(イ) 世帯数と人口	10
(ロ) 性別、年令別にみた人口構成	11
(2) 地区移動について	12
(イ) 家の現住地定着性	12

(四) 世帯主の出生後の地域移動状況	13
(一) 地域移動の回数と理由	14
(二) 家族員の出生別にみた特徴	14
4 (一) 家族および婚姻関係	15
(1) 家族類型	15
(2) 配偶関係と婚姻関係	16
(1) 同居家族の配偶関係	16
(2) 結婚形態	17
(3) 初婚年齢	17
(3) 離婚について	17
5 取業および就労形態	19
(1) 取業概況	19
(四) 出稼状況	20
(一) 世帯主の取戻回数と取戻理由	20
(二) 取戻者について	22
6 農業経営状況について	24
(1) 土地利用形態について	24
(四) 主たる農作物	25
(一) 世帯主別にみた取畜数	25
(二) 世帯別にみた農業機械の利用形態	25

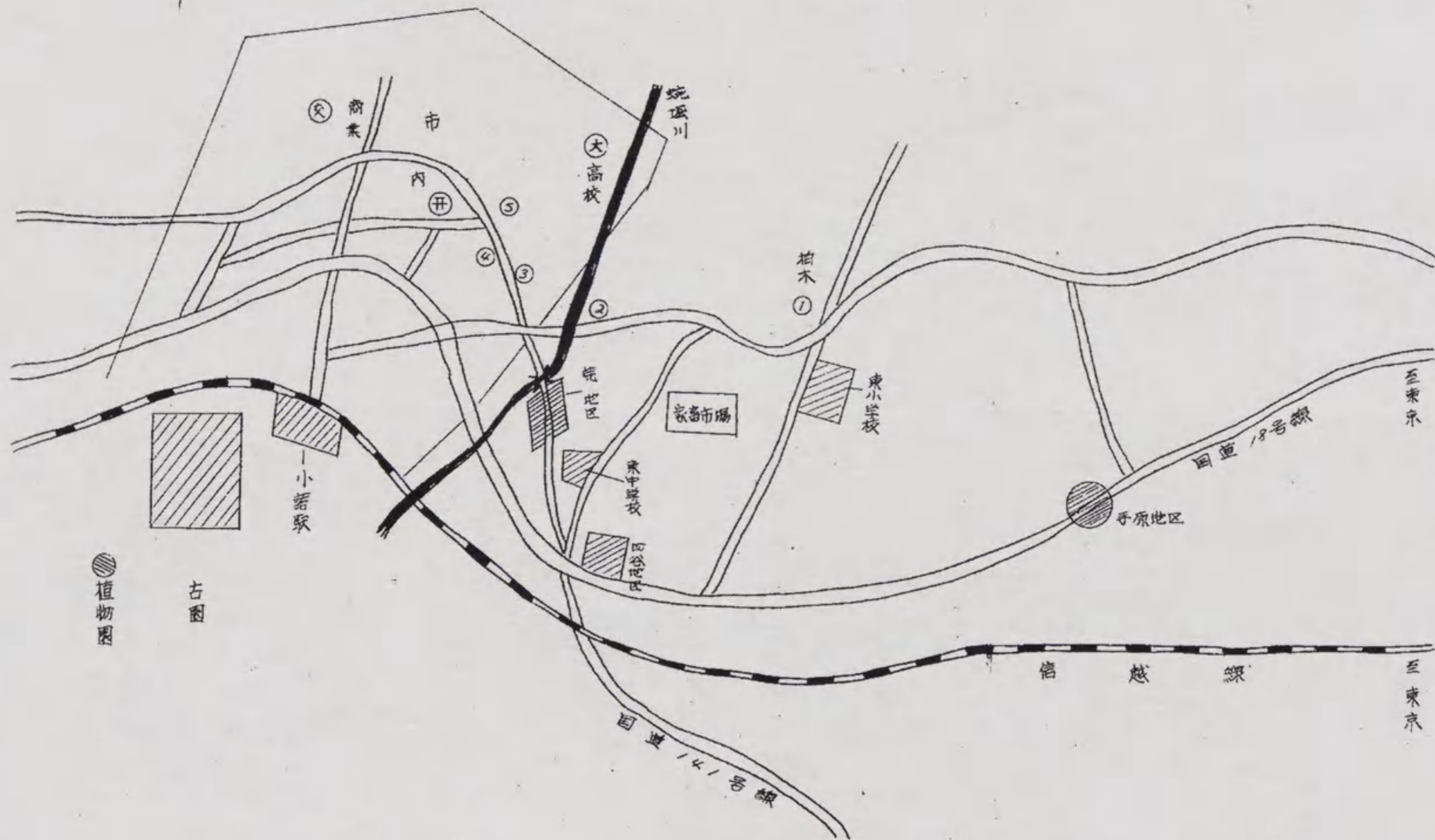
(四) 世帯別にみた雇用時効の有無	26
7 事業所の状況	26
8 雇用状況	27
9 生活環境	29
10 生活水準	32
11 教育と宗教	35
12 別居家族の状況	36
13 地域活動について	39
14 生活福祉について	43
15 生活意識について	47
16 社会意識について	53
17 人権意識	57
18 差別問題	61
19 生活欲求	63
20 差別意識について	65

21 教育状況 73

22 同和行政と財政 81

23 能 語 83

注 (1, 2, 3, 4, 5) 地区外调查地区



● 植物園

右图

信越線

至東京

国道14号線

国道18号線

至東京

柏木 ①

大高校 ②

③

④

⑤

市

内

商業

荒川

家畜市場

東小學校

東中學校

四谷地区

手原地区

小諸駅

小諾市加増地区調査報告書

はじめに

この調査は昭和38年7月1日から8月末日までの期間を置いて「同和対策委員会、調査部会」が実施したものである。調査地区は、小諾市加増地区に所在する未解放部落の全世帯である。なお同地区外の3ヶ所の地区から60戸を送り意識調査を行ったものである。調査は地区内は市議中村氏の外地区内役員や青年団役員が当り、地区外調査は民生委員その他が当っている。回収率は地区内約80%地区外90%の成績を納めることができた。調査は委員会専任委員野本武一および内閣審議室武田誠事務官が担当し、特に部落解放同盟長野県連審記長中山英一氏、原厚生課丸山主事と地区出身の市会議員中村孝氏（同盟県連副委員長）の積極的な協力によるものであることをつけ加えたい。

1. 調査対象地区の選定理由

調査対象地区については、その選定に当っては、つぎの点に留意して決定した。すなわち加増地区は、文藝島崎藤村が初めて文学小説として社会に発表した部落問題をテーマにした小説「破戒」の中にてでくる地として有名であり、さらに小諾市加増地区内荒坂地区が古くは大正11年当時から全国水平社の運動に参加し、部落解放への積極的な運動を続けられた地でもあ

るが反面加増地区はいまなお差別があり部落解放同盟に村地区ぐるみ参加しており地区内の階層についても非常に差が認められ、南東特有の農村型の部落であるが、又兼業が主でなく、都市的形態の中に当って生活が行われ、更にこの地区特有の冠の毛皮を扱う同屋を中心にして、その下に冠買出人が生活を営むと言う面もあり、世地区について調査することのできない面があり、又解放同盟支部を中心としての行政が進められており共同浴場、共同作業所、託児所等が設けられ解放への意欲が積極的に進められている夫を考慮し、農村型部落だけでなく半農半農の形態にある家族の形態と同屋を中心にした仲買人制度の問題点を深く掘り上げて意見を述べることに留意してこの地区を調査したものである。

(1) 調査経緯

調査は加増地区花坂ノコノ世帯について行い、又地区外の意識調査は3地区60世帯について行ったが、調査の結果は地区内地区外とも、満すべし結果に終っている。又概況調査は地元関係者と県当局市役所福祉事務所との協力によって予定通りの結果を齎めることができたが調査の過程で県と市の責任の所在について若干の意見の相違がありそのため調査が当初の予定より非常におくれたことを附記したい。また調査に当って地区民の中に非協力の人々がノコノ世帯的ノ割に及んでいるがこれは調査に対する意識の問題等のほか部落解放に対する考え方の相違等の結果である。これからの解放行政につ

いてもこれらの点を考慮し地区住民の意欲による行政実施が望まれるのである。

(2) 地区人口の移動状況

調査当箇の人口は 人であって、男 人、女 人、人を数へ、そのうち部落人口は 人で %、一般人口は、 人 %となつている。従つて昭和10年の699人、昭和20年の829人、昭和25年の801人、昭和30年の770人、昭和35年の673人等を見ると戦前、戦中の人口の増は戦争による集団流入等が占めており、現在の人口状態は減少の道をたどつていゝと思はれる。

(3) 人口流出の傾向

昭和20年から 戦后にかけて 流入による増は見られたが、現在では殆んどどの家庭から中学校、高校卒業と共に東京名古屋方面への就職が多く見られて地区から離れる姿が多くあり減少をたどり現在のような状態におかれています。

(4) 人口流入の傾向

地区のおかれていゝ立地条件の悪さで他地区からの流入は殆んど見られぬ、その殆んどが結婚による流入であつて、それ以外の流入を見ることのできないのが現状である。

Ⅱ 地区概況

(1) 地区の沿革

小諸市加増地区は小諸市の南郊にあり信越線小諸駅から徒歩で約15分、旧国道に沿って両側に軒を並べて約160戸の部落がある。加増村はもと大塚の地区(現村より東方ノ科)にあり昔は陵戸として発達したもので、昔は神社村と書かれていたが、永承5年現在の地に移り加増村と改められたと言われる。荒塚地区は延宝年頃まで小諸城下与良町の支配下であったが以後加増村支配に移り明治5年地券発行のせつに分村して荒塚組となり、明治22年6月市町村制度実施に際し八島、柏木、加増、と合併して北大井村として自治制を布いたが、さらに昭和29年2月小諸町隣接大里村、川辺村と共に合併し、さらに三四、南大井村と合併して小諸市になるに至った。

この地区は昔めは農業が主体であったが差別の壁は厚く、取業の自由すら与へられず、藤村の「硬戒」そのまゝの差別を蒙っていた。従って取業も兼業としての自覚が困難をきわめ草履製造、家畜商、皮革、博肉商を続ける中で生活を維持してきた状態である。明治4年の解放令もこの地区には安住の地としての保証を与へず、地区西側に流れる蛇塚川を境にして地区と一般とが「かくり」され藤村の小説の中にある「向町」の姿を現わして今日に及んだのである。

(2) 立地条件

この地区は荒塚と言う名森で呼ばれて小諸市の南端にあり戸数143 人口 人、内男 人、女 人の内部落人口 人96%、一般人口 人 %であり旧国道にそって西側に面して家が立ち並んでいる。

荒塚地区の入口(駅から)にある蛇塚川の橋を渡ると藤村の小説硬戒にでる向町、すぐ部落と感じられる状態におかされてきた。道路は道幅が狭く加えて家屋の密集と家屋の老朽化が目立っていたが、政府の指定を受けて昭和38年のモデル地区本業として不良住宅の改修とオス種公営住宅の建設、道路の整備等により姿が一変される状態にある。交通機関もバス停留所等が直ぐ又駅まで僅か15分程度の処にあって差別は受けながらも交通関係にはめぐまれているのである。

(3) 物的状況

荒塚地区は道路は都市計画による拡張とモデル地区によるオス種公営住宅15戸の新築等により近代化の道をたどることはできるが依然として道路の質には部落そのまゝの姿が残されている。従ってモデル地区の指定は表面上から見れば道路、オス種公営住宅等の建設により一変するかの如く見られるが荒塚地区全般の姿を改めるまでには至らない。

下排水設備も殆んどなくモデル地区の指定によりようやく

道路に面した部分の完備されようとしており、裏側にはまだ問題が残されている。ここに部落解放のための行政上モデル地区の誤りが考えられる。便所についても市の衛生車によって処理されているが便所の構造その他に沢山の問題を残している。地区内には古くからの共同浴場がある。かつて荒城地区の人々は共同浴場がなく、橋を渡って一般地区の浴場に通ったときなどは部落民と言っただけで入浴をこたわられた戸数があり、困難を押し、大正二年自力で設立して以来幾たびかの設備の改良等により現在では地区外の市民の利用度が高まり浴場を通じて地区住民と地区外住民との結合が進められている。また市には同和対策のための隣保館が昭和30年建てられたが市の行政当局者の誤った考えは隣保館が市役所の隣りに設置される部局から二軒も離れたところにあるため殆んど地区の人々には利用されていない。このことは国が同和対策として厚生省の主管で建設する隣保館が同和行政のためのセンターとしての隣保館の役目を果たさず、市役所の利用を補うための隣保館として利用されるに至っては、国や県の同和行政に対する監督や指導がほんとうに地区住民の意思を尊重して行はれているかが小諸市の場合考へられる。又今市の問題として問題を提起している。又地区には養蚕期その他に利用する乳児所もある。公会堂をかめたこの乳児所は地区住民の利用を高めている。

(4) 産業状況

荒城地区の産業を見ると、振集83世帯、農地面積36町ノ反であって、水田と畑を耕作する農家30戸（水田と畑の合計）ノ8町9反であって、ノ戸当り平均6反3セ、畑のみ耕作する農家53戸（畑）ノ7町ノ反ノ戸当り3反3セであって、戦後改革後の日本の農家ノ戸当りの耕作反別平均8反6セにくらべると如何に低いかを知ることもできる。従ってこの地区の人々は農業経営だけの生活は困難であると言はねばならない。従って雇用状況は殆んど自家消費に当てられている。

地区産業としては畜産30世帯50人、皮革5世帯15人、商業12世帯36人、左官4世帯4人、土建2世帯2人となっている。

このうち畜産30世帯50人は、小家畜を取扱っており特に周辺の佐久地方が牛や山羊の産地として知られており、そのため特に畜産に従事する者が多いのが目立っている。

又小家畜を取扱う期間が冬期を中心としている関係もあって季節的に農業を営む反面小家畜の買出人絡みに出るのが見られる。皮革5世帯は大体毛皮を中心とした業者であって大動物等の取扱いは少ないが、この地力の外東北方面にまで営業を拡大しておちにおもに買出向毛皮の生産に従事している。特に注目するのはこの5戸の世帯を中心にして同和対策買入人と言ふ部落特有の制度の中で仲買人が生活しているのが目立

つているすむち向屋は仲買人を「さくしゆ」することによって利益を得又仲買人は向屋から若干の資金の融通を得て買出しに出ると言う姿あり。そのことが日常の生酒の上によく現われている。せ区内にある商業を管む窓口から見ればこれらの仲買人は毎日の利益からその日の必需品を買求める姿があり酒、醤油等の買入れにもせぬはっさり見ることができ、従って酒やその他がいまは「はかり買い」であってまとまっでの買入の困難さを現はしている。

地区内にある左営業者は戦後の建築ブームに乗って時に活気のある仕事を続けており又土木業者も同様な状態にある。各営業について資金面を見ると、ヨを除いては若くは銀行以外の提携を利用する者が多い。労働力も以上のような状態に地区がおかれている関係で地区内外を向む労力の供給源となっている。

労働条件は雇用関係について特別な取さめがなく殆んどが臨時的就業であって安定性をもたない状態にある。地区内に厚生省補助の共同作業所があり農繁期以外を利用する婦人と又専従的な婦人がここで働いている。経営は市が当たっているが、約30人位が働いており日給で約300円位の収入を得ており地区の人々にとってはよき収入の道となっている。

夫対関係については建築ブームの姿はこの地区の人々を雇入れて働かせる姿が目立ってそのため現在市に登録されている夫対従業者はぐふとなつて、但しここで注目しなけれ

ばならないのは部落の労働者の殆んどが臨時工等であって労働条件等は全く保たれていないのが現状であるを見逃すことはできない。

(5) 一般概況

調査地区は部落としてこの環境が悪くそのための市域一般住民と比べてかなり顕著な劣悪な状態におかれていたのが現実であった。

従って通婚等についても殆んどが部落民同志の結婚であって見るべきものはない。神社は関東特有の白山神社を中心としての行事が行はれ、宗族は真宗を中心にして、最近創価学会の信者がこの地区にユフセ帯に及んでいるの注目したい。教育の面では解放同盟支部を中心とした子供会活動等により児童の教育向上が進められているが依然として部落の経済の上下の差が甚だしくそのため、教育に関心を示す家庭と又篤い家庭とが極端にあり児童の知能指数も上下の差が甚だしい状態にある。特に女子生徒の早熟型が多い反面極端な未熟型の子供のある事に注目したい。

地区住民の地域活動は解放同盟支部を中心に積極的に進められており、大正11年の全国水平社発足以来部落解放同盟の今日にいたるまでこの地区から県内運動の指導者が出ている。従って地区の要求も同盟の指導者を中心に積極的に行われ全国集会その他にも多数の代表を送っている。婦人活動、

青年団活動も活発であり特に青年団活動では地区から市連合青年団の幹部を出している。

児童の進学率は依然として悪く若干の増を見ることなされるが、却る全般としては進学率の底を示している。すなわち昭和37年度卒業の進学率を見ると男6人0.033% 女4人0.03% と言う数字を示している。

犯罪面から見て見ると最近では減少の方向を示しているが依然として若干地区外における犯罪が多い真に問題を投げかけている。

III 橋名調査の概要

ノ 人口状態

1. 世帯数と人口

この地区におけるいわゆる部落人口は 人で全体の %を占めている。世帯数はノ27で3人~6人の世帯員数の世帯が大部分である。家族類型としては単核家族(世帯主のみ)が24%、核心家族(世帯主と配偶者と子供)が55.3%、拡大家族(世帯主、配偶者+(子供)+直系(傍系)親族)が33.7%、欠損家族(拡大家族から配偶者が欠けている)が5.6%となっており、やはり当地においても核心家族が最も多い。また、ここ15年間に、同和地区、一般地区を問わず人口は減少の傾向をしめしている。これは同

和地区においてはその流出が東京、名古屋方面へ収斂することが主因になっている。いわゆる部落産業といわれる単純製造、農畜商皮革、精肉商があるにもかかわらず、このような流出が多いのは部落産業が衰えているのであってここでの生活の困難さを示していると思はれる。

2. 性別、年齢別にみた人口構成

合計で見ると男が49.8%(285人)女が50.2%(288人)で女の方が多い。これを年齢層別にみると、0才~9才が4.9%、10才~14才が3.9%で、15才~19才が22.5%で、20才~29才が58.3%と一番多く次は年齢層順に漸次減少している。30才~39才14.6%、40才~49才1.7%、70才~79才なし、80才以上が1.7%。それ以上はなしとなっている。男女とも20才~29才の人が最高率をしめて、それぞれ59.1%、57.5%を占めており、それについて、15才~19才がそれぞれ22.4%、22.5%となっており、労働力の供給系になっている。

次に世帯主と配偶者のみについてみると、次の特徴があらわれている。世帯主では40才~44才が22人(18.9%)で最高率を示しており、それについて45才~49才が19人(16.4%)、つぎに60才~64才(12.9%)、55才~59才(11.2%)、35才~39才(11.2%)が続

いており、20才~24才(1.0%)、25才~29才(4.5%)、30才~34才(8.6%)となっている。また65才以上の世帯主は9.3%となっており非常に少ない。当地では若い世帯主の比率も大変低く、中層の世帯主が大部分を占めている。

配偶者では、40才~45才が20人(17.3%)で最高率を示し、次いで30才~34才が11.2%、35才~39才が11.2%、55才~59才は11.2%で続いており、世帯主と同様の状態を呈している。

また他に気付く点は若い人(30才以下)では世帯主が6人に対して、配偶者が9人、老年では(60才以上)、世帯主26人に対して、配偶者が16人である点が注目される。

(3) 地域移動について

(1) 家の現住地定着性(表ア-1)

地域移動の問題に関連して、地区人口の定着性を解明するための一つとして、家(単に家屋を意味するのではなく)の現住地定着性を見ると次のような特徴がある。

実数47のうち41までが明治以前から定着しているものであり、全体の87.2%と高い比率を示している。明治、大正、昭和の三代を通じて現在に至るまで、移住して来たものは、わずかに実数6であり全体の12.8%でしかない。

表ア-1 家の現住地定着性

	実数	比率
明治以前	41	87.2%
明治年間	0	0
大正年間	2	4.3
昭和年間(戦前)	1	2.1
(戦後)20年~30年	2	4.4
31年~35年	0	0
36年以降	0	0
合計	47	100%

明治年間に移住して来たものは、全くなく、大正年間に実数2、4.3%、昭和年間(戦前)に実数1、2.1%となっている。戦後の移住変動の激しい時期においてすら、わずかに実数2、4.4%にすぎない。その後は現在まで全くなく、I-1)でも述べたように当地の人口が減少しているのは、このためと、就取のための移出の結果である。以上により当地は、いわゆる「土着のもの」が大部分を占めている。

(2) 世帯主の出生後の地域移動状況(表ア-3)

出生後に「移動経験なし」が55%で残り45%が移動の経験があるということがかたがた高い率を示している。その内容を移動時期についてみると、戦後19%、戦前13%

%、戦中10%、大正年間3%、明治年間2%となっている。移動経路は戦後に最も多く、そのほとんどの人が現在30才未満が多いのである。

(1) 地域移動の回数と理由(表ア-4 ア-5)

出生後地域移動経験のある世帯60について、移動回数をみると、1回が48.7%、2回が32.4%、3回が10.8%、4回が8.1%、5回以上がなれりとなっている。

理由事項の内容をみると、就労が36.4%、転居が23.6%となっており、荒廃地区の産業に対してそれに従事するのではなく転居につく人が多いのではないだろうか。またそれに次いで結婚の12.7%があり、その他は27.3%である。

(2) 家族員の出生別にみた特徴(表ア-2)

さらに、地域移動に関連する事項と考える世帯主、配偶者、その他家族員の出生地別に見た特徴を考えてみる。まず世帯主は、その79.3%が同和地区の同一地区で出生しており、他の同和地区は、あまかに12.9%であり、他県の同和地区の出生者は全くない。一般地区出生者は全体の7.9%を占めている。内容は、県内の一般地区で出生した人が8名(5.9%)、残りの部分が世帯で2%である。世帯とは、群馬県と東京都2都県であり、その他の地で出生した人は1名もない。配偶者をみると、同一地区出生者が24.5%で他の同和地区出生者が52.4%となっている。

世帯主の場合は、その大部分が同一地区出生者であるが配偶者は他の同和地区の人がはるかに多い。また一般地区出生者をみると、同県出生者が11.7%で、他県出生者が16.3%となっており、世帯主より多い。他県の出生分布も、長野、群馬、福井、北海道、新潟、神奈川となっており世帯主よりもはるかに出生地が広い。これは結婚関係のあらわれであろう。その他の家族員をみると、ほとんどは同一地区の出生者である。特に父母では、一般地区出生者がほとんど見られない。子供になるにしたがって、相対的に一般地区出生者が増加している。

2. 家族および婚姻関係

(1) 家族類型(表III-1)

家族類型をみると、当地では核心家族が、全体の55.3%で一番多く、次が核大家族で33.7%である。また欠損家族が6.6%、単独が2.4%となっている。核心家族は「世帯主と配偶者と子供」という形態が圧倒的であり、52.9%を占める。核大家族では「世帯主と配偶者+(子供)+直系親族」の形態がほとんどであり、27.3%を占める。又「世帯主、配偶者+(子供)+直系・傍系親族」という形態の家族が2.4%あり、家族構成の複雑なことが想像出来るのもある。核大家族形態、即ち、世帯主又は配偶者の親と一緒に住んでいる家族の多いことは、また親のめんどうは、子供が

見るといふ形が多く残っていることがわかる。また次男家族は全体からみると、66%と少ないが、ここでも又、拡大家族と同様に親と一緒に住んでいる人が26%を占めている。

(2) 配偶関係と婚姻関係

(1) 同居家族の配偶者関係(表Ⅲ-2)

これを世帯主を中心に性別別にみると、世帯主では892% (110名) が有配偶者であり、3.3%が未婚者である。その離別が6.6%あるが、死別は0である。不明は0.9% (1名) である。ここでは、死別が比較的少ないのは前にも指摘したように、世帯主の年齢が比較的若く、30才~40才台の人が大半であるからであると思われる。父(母)の有配偶者が2名で、16名が死別、2名が不明である。又長男は、17名が有配偶者で、31名が配偶者なしである。また離別が1名、不明が9名である。長女は有配偶者は0で配偶者なしが24名、死別1名、不明が35名となっている。次男以下は、配偶者あり6名、配偶者なし55名、死別、離別各々1名、不明が16名である。ここで特徴的なのは、長女が「配偶者あり」が0である点。またこの世帯においては長男以下が20%前後不明である点である。これは世帯主、父(母)は不明が少いのに比して、長男以下が多いのは「戸籍上」結婚しているのかどうか。また長女が「配偶者あり」が0であるにも関わらず、不明が

10名(28.5%)であることを考え合せると、調査を受けた人がはっきり理解して答えているものと思われる。

(4) 結婚形態(表Ⅲ-4)

同居家族員の結婚形態をみると世帯主の場合は、見合が64.8%、自由が32.8%、非該当が2.3%であり、父母の場合は、見合82.4%、自由11.8%、非該当5.9%となっており、長男の場合は、見合63.3%、自由が36.7%、非該当なしとなっている。全体的には見合結婚が非常に多い。だが、父母から、世帯主へ、また子供へと行くに従って、見合結婚の比率が下っており、自由結婚の比率が増している。

(5) 初婚年齢(表Ⅲ-6)

結婚経験者の初婚年齢を見てみると、世帯主では、19才未満で結婚した人はいない。20才~24才が25.2%と比較的高く、25才~29才が62.2%で大半以上を占めている。30才以上は12.6%と減少している。当世帯は、だいたい日本の平均の初婚年齢と同じである。配偶者の場合は、19才未満が8.3%、20才~24才が51.3%で最高率を示し、25才~29才までが35.8%と比較的高い率を示している。世帯主は25才~29才、配偶者は20才~24才で結婚するのがほとんどである。

(3) 通婚について

世帯主からみると、同和地区出身者は103人で全体の93.6%を占め、圧倒的に多い。同和地区外出身者は、わずかに7名である。しかも調査地点出身者がそのうちの82.6%を占め9ノ人である。しかし同一地区出身の女性と結婚している人はわずかに17人で18.9%しかおらず、ほとんどの人が他の同和地区の女性と結婚している。その比率は、59名で65.6%と非常に高い。又同和地区以外の女性と結婚した者も14名おり、15.5%を占め、かなりいることがわかる。

表II-7 通婚について

世帯主	配偶者	同和地区出身者		同和地区 外出身者
		調査地点 出身者	その他の もの	
同和地区 出身者	調査地点出身者	17 (56.7)	59 (93.7)	14 (82.4)
	その他のもの	9 (30.0)	4 (6.3)	0 (0)
同和地区外出身者		4 (13.3)	0 (0)	3 (12.6)
計		30 (100.0)	63 (100.0)	17 (100.0)

同和地区外の出身者は7名で全体のわずか6.4%であるが、そのうち4名が調査地点出身の女性と結婚しており、残りの

3名は同和地区外の女性と結婚している。

よく部落の人は血縁結婚が多いとされているが、しかし上記で見たようにそれが該当していないことがわかる。むしろ、他地区の人との結婚数はるかに多い。だが、まだ同和地区どうしの結婚数多いことがわかり、そこに向題が残っていると想う。

3. 職業および就労形態

(1) 職業構成

この地区の職業構成を、対象者307名についてみると、無職が31.8%を占めているが、有職者のうちでは、農林業の20.2%が最も多く、それに次いで技術系労働者が17.0%、商、サービス業が10.5%となっており、またここでは単純労働者が比較的少ない。

ここで注目しなくてはならないのは農業と技術系労働者である。すなわち、ここでは農業従事者が一番多いにもかかわらず農産物が殆んど自家消費であり、この地区でも農産物が少ないという、部落特有の悩みがある。またその次にしめる技術系労働者は、この地区の近くの佐久地方が畜産がさかんで畜産関係に従事している人たちである。職業と家賃の地位別に見ると、無職が4.6%と少なく、有職者のうちでは農林業が最も多く38.7%を占め、以下商、サービス業17.2%、技術系労働者15.3%、一般単純労働者が13.8%と多い方

の度となっている。少い方では漁業、製造業が0であり、事務系労働者。その他の単純労働者は各々2人で4.5%である。世帯主以外の家族員では、農林業、事務系労働者が多くなっており、特に長の子は事務系労働者が世帯主に比べて子供の代になると多くなること、また技術系労働者は世帯主と同じく、やはり多かった点である。

四) 出稼状況(表VI-4)

就労形態に関連する事項として出稼状況についてみると、この地区に34人あり10%である。この内容について明確に把握することはできないが、この地区においては農世はほとんどないために、この地区は労働力の潜在的過剰人口の形態を呈して、佐久地方の畜産へ、また現在では工業、左官の手間取り等臨時的就業で地区外に就労している人が多い。この中で出稼とみなすことができるのではないかと。

イ) 世帯主の転職回数と退職理由(VI-6 VI-7)

世帯主の転職回数は「なし」が73人で58.4%、1回が28人の22.4%、2回が9人の7.2%、3回が6人の4.6%、4回が2人の1.6%、5回が3人の2.3%、6回が最高回数で1人の0.8%である。これは転職回数が多くなればなるにしたがって少くなっていくのは、別段特長はないが、しかしここで考えてみなければならぬのは4回以上の転職をした人が多く、またこの世帯主は前にも述べたように30台、40台の人が多く、特に日本のように終身雇用制が慣例

としておこなわれている耳で、3回以上の転職をした人が5.8%いるということは、それだけ近代産業から締め出されているのではないだろうか。地区概況の中でも書かれているように「月給雇用が少く、殆んど臨時的就業であり、安定性にかける」という点をうらむべき点ではないか。

つぎに、上の転職と関係があると思われるが、退職理由としてあげたのは全体として39名であるが、半自発的退職で失業という項目が5人で12.5%である。また自発的退職の中で低賃金が10人の25%を占めている。家庭の事業により9人、22.5%、兵役で8人、20%が退職しておりその他の理由として、ソカイ、結婚、傷害、病気があげられている。この中で低賃金が多く、また傷害、病気が少ない点が目される。なぜならさきにも述べたように、職場の衛生管理が悪いのだから、普通なら傷害、病気が多い理由にあげられなくてはならないのだが、この理由によって退職した人は非常に少ない。このことは現在、従事している職業が悪い条件ではあるがこれにすぎらなくてはならないことを示していると思う。こう考えてくると退職の理由でもっとも大きな比重を占めている低賃金による退職によっている理由を見ると、いかに低賃金であったかを知ることが出来る。これは現在の職業においては必然的に「兵役」とか「ソカイ」による理由がないのであるから低賃金の比率も多くなると考えざるを得ない。

(1) 養取者について (表 11-9, 11-10, 11-11)

義務教育終了後の現在、養取の理由で回答のあった120名について、まず、現在養取者として就労していない理由を合計してみると、下表のとおりである。

理 由	世帯主	就学	病老衰	働き場がない	その他	合計
実 数	91	9	16	0	4	120
比 率	75.8	7.6	13.3	0	3.3	100

上表のように世帯主を理由としているものが最も多数であるが、それは前掲者において多数(61)を占め、また、その他の家族員のうち大部分を占めているからである。つぎに疾病、老衰が理由であるからである。つぎに疾病、老衰が理由であることが多いのが目につく。これは世帯主、配偶者、父母において大部分をしめている。これは養取の理由に場替、疾病が少いことと推定あわせると、まさに仕方なくなるまで働いた人たちが病気で養取に落ちたのが実状のように思われる。

世帯主では老衰、疾病が多く、子供になるにしたがって、養取の理由が比較的多くなっている。

つぎに、これら養取のものについての前取の状況を合計してみると下表のとおりである。

	自営業	雇用労働者		単純労働者		前取なし	合計
	農林業	事務系労働者	技術系労働者	夫 対	一 般		
実 数	21	7	35	2	1	5	71
比 率	29.6	9.8	49.3	2.8	1.4	7.0	100

上四のとおり、高率を示しているのは技術系労働者35人(49.3%)と農林業21人(29.6%)である。ここでまぎれて見ていくと農林業は世帯主3人、配偶者7人、父2人、母8人、その他1人となっているが、技術系労働者は、配偶者26人と技術系労働者の中で73.8%を占めており、前取が技術系労働者はほとんど女が大部分をしめていることは、結婚によってこの職業をやめたと思われる。

以上の前取のあるものの失業または離取の時期については合計してみると下表のとおりである。

時 期	大正時代	戦 前	戦 中	S20 ~30	S30 ~35	35以降	合計
実 数	8	12	6	15	13	6	60
比 率	13.3	20.0	10.0	25.0	21.7	10.0	100

上表をみると戦前と戦中(昭和20年~30年)の間に失業、離取が一番多い。ここで考えなければいけないのは荒廃地区などのように産業が多い所、すなわち戦前から戦中にかけて産業が必要なのに、失業、離取が多いのはやはり、部落の内部の産業が小規模なために、大量に生産される際には大規模な産業におされてしまう。また、部落外の産業に

おいては、また「節儉の人だ」という理由だけによって採用されなかったのではなからうか。また戦後(520~530年)は、戦後の初期期であるので失業 離産が多くなったのだと思われる。

(2) 農業経営状況について

この地区では、農業を主業としている世帯数の総数は83世帯で、全体の57.6%を占めている。これらのものの経営状態をみると次のとおりである。

(1) 土地利用形態について

まず「田」について、耕作面積別にみると、10畝~19畝を耕作しているものが最も多く40%、つぎに200畝~209畝が33.4%で合計73.4%を占めており、日本の平均的な耕作面積が6反前後であるのに比べて、あまりに低すぎるのではないか。

つぎに「畑」はわずか78世帯で、ここではおもに耕地は畑が主となっているようになっているのが、特徴である。ここでは10~19畝と20畝~29畝がともに18%を占めて26.1%を占めており、それについて30~39畝が17%をしめている。また単世帯を所有しているのは2戸しかなくて、しかも2反以下であることを考えると、これはほとんどないのと等しいと考えてよいと思う。また、果樹園はここには存在しない。

(4) 主な農作物(表VI-13)

主な農作物は米が86.8%を占めて米麦が99%、米野菜が33%を示しているのは、この農地の少なさと考えあわせると、ほとんど自家消費にあてられていると思われる。またこのことは、換金作物である野菜とか果実がないことを考えても想像できる。

(5) 世帯別にみた家畜数(表VI-14)

結論的にいえば、家畜を飼育している世帯は極めて少ない。家畜の種類のうち乳用牛馬、めん羊、みつ峰の4種類が全然飼育されていない。残りの6種類のうち、それぞれ全世帯の80%以上が飼育していないのが現状である。そして最も多い豚の飼育が34戸しか行なわれておらず、ひとりごとが28戸となっている。現在「農業の近代化」と称して、農業の機械化ばかりでなく、多角経営として、家畜の飼育が奨励されているが、この地区の農人は、そんな所からはほどとおじ。

(6) 世帯別にみた農業機械の利用形態(表VI-15)

さらに、農業経営形態に関連する農業機械利用形態についてみると、合計では畜力を含めて6種類の農業機械それぞれでは、50~50%程度しか利用されていない。これを利用形態別にみると、自己所有が0、共有が10と圧倒的に少く、また賃貸にしても120であり、全体からみると3分の1にとどめていないようなのが現状である(なお、

農協からはノヨ、しかしながら、その他の項が農業機械を利用してゐる人のうちで、半数以上を占めている。ここでは農地の割に機械が導入されている割合は多いと思われる。

ここで多く利用されているのは動力耕うん機、動力脱穀機、乾搾機が多い。

(ホ) 世帯別にみた雇用労働の有無(Ⅶ-16)

雇用労働の有無についての回答総数は、ノ〇であった。これについてみれば、「雇用労働あり」が、その八ノ%にすぎない。なしの中においても家族労働が大半をしめており、交換労働も少数ながらある。

(3) 事業所の状況(表Ⅶ-17)

調査票に記された該当事業数は、ノ〇を数えるが、産業別では、一次産業ノ、二次産業ノ、三次産業ノヶ所となっている。事業種別のうちわけは、一次産業は調査票には記入されていないが農業のみ、二次産業でノヶ所、三次産業ノヶ所である。

地区内八ノ%が、地区外ノ%という割合である。

事業所の形態のうち組織では個人が八六%である。法人がノ%であり、また任意団体がノ%となっている。経営では独立が八〇%であり、下請けがノ%も占めている。規模を雇用労働者数についてみると「なし」が三五%を占め、四人以内が三二%、二十人以内がノ%、五十

人以内と五十人以上が、各々%を占めている。また二次、三次産業に属しているのが多い。以上によつてみると、この地区では、個人でやっているものと四人以内の零細企業に入る事業所が多いことが見られる。事業所運営に当つての金融面は、個人によると、%で最も多く、次に公的金融機関が%、一般金融機関が%を占め、なしのとなっている。個人の場合が多いのは、個人で経営しているものが多く、事業が小規模だからであると思われる。

(4) 雇用状況

(1) 雇用の一般状況(表Ⅶ-18)

地区の産業構成状況でみてきたように、各種の事業所に従事しているが、その雇用関係の一般状況についてみると、これらの事業所に従事している者は、ノ名であつて、これを5項目に亘る雇用状況のうち、まず従業先の所在地についてみると、地区内は%で、地区外の県下が%で多く、県外が%を占めている。雇用関係では、常雇が%の多くを占めているが、これは個人で事業を経営しているものが多いことからわかる。しかし、臨時は世帯主が多く%も占めていることは、前述の産業構成からわかるように、部落特有の零細農業や、零細企業によるものであろう。次に従業先の規模では、二十人以内が最も多く%、ついで五十人以上の%で、四人

以内と50人以内が77.9%を占めている。事業所の種類別をみると、個人が最も多く、48.6%を占め、次に法人35.7%、官庁1.3%、任意2%となっている。更に就職の方法別をみると、縁故が多く、47%、試験が25%、紹介が10%、その他8%の順であり、縁故の多い点に留意すべきであろう。ただし、世帯主の場合が縁故が圧倒的に多いのであって、長男以下の家族員には試験の方が多く見られる。この点はやはり、現実における差別のしかたが「不採用」という形ではなく、「低賃金」による差別に変質してきている。

(10) 賃金額 (表VII-19)

これら従業者の賃金額についてみると、5,000円以上～10,000円未満の層が30.7%で一番多く、つぎが10,000円～15,000円の層で26.7%、15,000円～20,000円の層が19.8%となっている。比較的高額の方では、20,000円～30,000円の層で21.7%、つづいて30,000円～40,000円の層が、1.1%を占めている。

以上のようにみても、ここでは農家が多いにもかかわらず、農業は副業程度であり、主たる労働者の賃金は5千円～1万円が最も多いといわれるのは、ここでは30～40台の世帯主が多く比較的若いといっても、「所得倍増」がとらえられて、物価が大きく値上がっている現在やはり苦しいといわざるをえないのではないだろうか。

4. 生活環境 (住居状態)

地区の一般生活環境については、地区概況においてもふれたが、ここでは特に住居状態について述べてみたい。

(1) 所有関係と住居状態 (表VII-1)

所有関係を持家と借家別に見ると、持家54.8%対借家45.2%という割合である。次に住居状態をみると、一戸建が大部分を占め、寮アパートは全然見られず、向借6軒、長家10軒である。

(2) 住居空間 (表VII-2, 表VII-3, 表VII-4, 表VII-5)

(1) 部屋数についてみると、4向の世帯が最も多く27%、ついで6～10向の17.4%、2向の15.9%、3向と5向の14.3%で1向は11.1%となっている。

(2) 次に畳数別に住居状況をみると、21～30畳に住居している世帯が最も多く38.1%を占め、次に11～20畳28.6%、31畳以上17.4%、5～10畳14.3%、4.5畳以下1.6%の順で、11畳以上で約8割5分を占めている。

以上、住居形態、部屋数、畳数などからみて、住居に関しては、後に生活欲求や社会的要求のなかで指摘されているような問題を多分に含んでいると思われる。

(3) 次に住居空間に関する事項として建坪をみると、15～19坪=33.7%、20～30坪=24.1%、5～9坪=10.1%、31～50坪=11.3%、10～14坪=8.2%。

1~4坪=4.9%、5坪以上=1.7%である。10坪以下が約2割も占めていることは、前述したように、向借や長家が割合みられるせいであろうが、留意すべき点である。

(11) 更に住宅構造は殆んどが木造で96.8%、他にはモルタルの1.6%とブロックとその他がそれぞれ一軒ずつあるのみである。

(12) その建築年数では、明治年向28%が最も多く、以下大正年向24%、昭和30年15%、昭和10年10%、昭和20年6.6%の順で、50年以上を経たものが、50%弱で、これらは老朽化している住居と思われる。昭和30年以後に建築された普通木造は僅か18棟である。

(13) 家賃、向代 (表VII-7)

家賃、向代を支払っている世帯は15で、2,000円以内が10世帯、3,000~4,000円が3世帯である。

(14) 宅地の状況 (表VII-8, VII-9, VII-10)

まず宅地の所有関係を見ると、所有地の比率の高いことは、持家の比率の高いことと一致した状況である。その広さは、30坪以上が最も高率で70.3%を占め、以下20~29坪16.2%、10~19坪12.6%、9坪以下は僅か0.9%見られるだけである。地代を支払っているものの実数13と回答されているが、その地代は、3,000円代が1で他はすべて2,000円以内である。

(15) 住居設備状況 (表VII-11, VII-12, VII-13)

(1) まず用水設備についてみると、水道の設備のある世帯数は全世帯数の86.8%でその内、専用には有しているのは70世帯の内68世帯である。井戸は42%の世帯が所有しており、所有の場合は42世帯のうち、24世帯は専用としている。台所は99%が有しており、所有世帯126の内121世帯は専用台所を有している。排水設備は63.1%の世帯に完備されておらず、そのうち、専用排水設備を有している所は、僅かに30.5%とすぎない。便所は100%設備し、専用が76.6%を占めている。風呂は95%強、所有しているが、所有世帯128のうち、112世帯が2ヶ所以上の共用風呂を用いている点は留意せねばならない。この地区での問題は排水設備の不良の多い事であろう。

(2) 光熱利用状況とみると、都市ガスは小諸市自体に設置されていないから、勿論利用されていないが、反面プロパンガスは50%利用されており、併せて石油コンロ、62.4%、薪炭が60.8%、その他電熱が28.8%見られる。

(3) 電灯数では、2灯が最も多く18%、ついで6灯の14.5%、4灯10.1%、5灯と8灯と11灯以上の8.5%、1灯と3灯の8%、7灯の6.2%、9灯の5.3%、10灯の4.4%の順である。1灯、2灯が26%もある点は、向借や長家が2割強もみられるところから、当然の事と思われる。また2部屋で1灯という形態をとるものもあると思われる。

5. 生活水準

(1) 世帯収入 (表Ⅶ-1)

各世帯の収入状況を合計で見ると下表の通りである。

収入階層	円 2,000 以内	5,000	7,500	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000 以上	合計
世帯数	0	0	9	3	15	38	16	15	17	113
比率	0	0	7.9	2.3	12	30.3	22.7	12	12.5	100

表示のように3万円以上が13.5%にすぎないが、あとの86.5%は3万円以下で、その内、2万円以下が51.8%を占め、1万円以下が9.5%となっている。最も多い15,000～20,000円の階層前後、すなわち10,000～25,000円の層を合計すると、67.8%を占めており、収入階層区分を大きく分けると、このような状況である。

(2) 収入形態 (表Ⅶ-2)

これを収入源の形態別にみると、その内訳は、勤労収入が最も多く56.9%、ついで、事業収入40.5%であり、貯蓄収入、厚生年金、恩給、生活保護、失業保険金などは皆無で、扶養は送り、その他が実数にして、各々2件ずつ見られる。また事業収入を主とする形態は勤労収入との複合が多い。以上に依り、この地区の収入が、ほとんど勤労収入と事業収入に依存していることがわかる。

(3) 世帯支出 (表Ⅶ-1, Ⅶ-3, 4, 5)

(1) 各世帯の支出状況を支出階層別に合計で見ると下表の通りである。

支出階層	円 3,000 以内	5,000	7,500	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000 以上	合計
世帯数	0	1	1	5	19	41	20	14	20	120
比率	0	0.8	0.8	5	15.2	33.8	17	12.2	17	100

表に依ると、30,000円以上の支出階層は17%であとの83%は30,000円以下で、このうち10,000円以下は6%、20,000円以下は55%を占めている。また支出の多い10,000円～25,000円位の3階層の計は71%を占め、大別してこのような区分を示している。以上、収入、支出の多い10,000円～25,000円位の3階層を比較してみると、収入は67%に対して支出は71%となり、アンバランスとなっている点を特に留意すべきであろう。

(4) エンゲル係数については、係数別に合計で見ると、40以下は0で、50と90の世帯が最も少なく僅か17%、65程度が最も多く18.8%、70が17.9%、80が14.7%、85が14.7%、55が12.2%、75が8.4%、45が6.6%、60が4.9%である。60以上の計が90%、81以上の計が18%と係数の高いものが多い。また、世帯支出別にみると、係数90以上は、ほとんどが、

25,000円未満の収入世帯である。以上の点から、本地区では、一般に生活程度が低い事がうかがえよう。

14) 家財道具の所有状況(表四-6)

家財道具のうち、耐久消費財の所有状況を品目別に合計で見ると、その所有比率は電気洗濯機 13.2%、冷蔵庫 18%、自動炊飯器 12.6%、自転車 22.7%、単車 12.6%、ミシン 2.1%、服房器 13.2%であって、自転車とミシンが高率であることは一般的傾向と云えよう。

15) 新聞、ラジオ等の購読及視聴状況(表四-7、表四-8)

新聞を「とっている」が41.1%、「時々買う」が20%。とっている新聞は、読売新聞と毎日新聞で全体の50%強を占め、地元紙の信濃毎日が22%である。またアカハタをとっている世帯が24%あった点は、特に留意すべきであらう。新聞をとっている世帯が実数にして8/10世帯、これに対して雑誌を取っているが実数5世帯で極めて僅かである。その内訳は「初音」と「家の光」がそれぞれ2世帯、「自治研」が1世帯となっている。新聞、雑誌の購読率に対し、「ラジオある」が20.8%で、「テレビある」が41.2%である。「回答なし」を視聴なしとみなしても、知識的要素のある前者よりも、娯楽的要素の多い後者の方が普及率において高い点は一般的傾向であると思われる。

以上、産業、労働、生活環境、生活水準、等の実態からみ

て、この地区には現在の「未解放部落」が持っている諸条件が見い出される。

6. 教育と家財

1) 教育

同居家族員487名について、その学歴状況を調査した結果は以下のとおりである。

世帯主では、不就学者が3.5%(4)である、就学者では、小学校卒が52.2%で最も多く、ついで高小・新中卒が36.5%、旧中高・女新高卒が6.9%であり、旧高専・短大は皆無で、新大・旧大卒は一人で極めて少ない。つぎに配偶者についてみると、小学校卒が58.9%で最も多く、ついで高小・新中卒が36.5%、旧中高・女新高卒は4.5%で、旧高専・短大に至っては0.8%(1)みられるだけであり、新大・旧大各種学校については皆無である。また父母に對してはいずれも高小卒以下という結果がでている。以上の他に40人の不就学者があり、これを除く239人についてみると、各種学校または、短大・新大卒または在学者は一人もいないのが現状である。以上のべてきた事より、後述する意識調査で、この地区の人達が、育英制度の充実など、教育の質的向上を訴えているのもうなずける次第である。

2) 家財

世帯主、配偶者ともに圧倒的に真宗が多く、ほかに僅かながら真言宗、創価学会などもみられる。

7 別居家族の状況

(表1-2, II-3, II-4, III-3, III-5, V-6, V-7, V-8, VII-2)

まずこの地区の現住人口、すなわち、性別年齢別にみた人口構成を表示すると

事項 性別	年齢										
	0~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80以上	
実数	男	42	45	28	30	42	37	33	24	3	1
	女	39	53	29	31	40	40	26	22	7	1
比率	男	14.8	14.8	9.8	10.8	14.8	12.8	11.8	8.9	1.1	0.4
	女	13.5	18.4	9.9	10.8	13.5	13.5	9.5	8.2	2.3	0.4

(1) この地区の他出入口とみられる別居家族員の人口の合計は82人であって、男が42人、女が40人である。年齢別人口構成を調べてみると、男女とも20~29が最も多く52.1%と57.5%を占めている。ついで男女とも15~19、30~39の順となっている。また14才以下で男3名、女4名の他出入口が見られるのは、特異な現象である。また40才以上に於ける他出入口は男は皆無で、女は2名のみである。この他出入口を調べると、その年齢構成が15から39才に極めて集中していること、合計で

は少ない女の方が40才以上では男より多いことなどが特徴としてあげられる。

次に別居家族員数を表示すると次の様になり。

家族員数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10以上	合計
実数	25	17	2	2	1	0	0	0	0	0	47
比率	53.2	36.1	4.3	4.3	2.1	0	0	0	0	0	100

1人家族が53.2% (25)、2人家族が36.1% (17)、ついで3人、4人家族の4.3% (2)となり、5人以上の家族は2.1% (1)で、ほとんど皆無といってよい状態である。さらに続柄別に調べてみると、世帯主はゼロで、父もゼロとなっている。母は2% (2)であり、長女、長男の計が40%、ついで次男次女以下の男女が65%となり、配偶者、父母を除いた者の計は96%となっている。以上述べてきたことより、特徴的なことは、年齢構成と続柄構成には相関関係がはっきりと表らわれているということである。

(2) 別居家族員の居住分布の特色を調べてみよう。不明を除くと、同和地区居住が12人 (12%)、一般地区居住が53人 (88%)で、後者の方が、はるかに多い。しかも同和地区居住の場合も詳しく調べてみると、同一同和地区と他の同和地区では、前者の方が遙かに多いのである。

一般地区居住のうち同県9人に対して、他県80人で、6都府県に亘っている。中でも、東京都の40人居住には留意すべきである。なお一般地区居住のうち長男以下の男子、長女以下の女子が殆べてを占めている。

(3) 別居時期を調べてみると、すべてが昭和期に入ってからであって、大正以前は皆無となっている。昭和30年までが11人、昭和35年が36人、昭和38年が21人であって、昭和30年以降で殆べてを占めている点は、特に留意せねばならない。このことは、宅の別居家族員構成の年齢層と同一関係にあることを示している。

(4) 別居の理由としてあげられるものには、就職が最も多く70%強を占めている。ついで結婚が3%(2)、その他が6%(4)となっている。ここで特色としてみられることは、就学のための別居が皆無であるということである。また就職のための別居が70%強を占めていることと、別居家族員の年齢構成が比較的若いということと、あわせて考察してみると、この地区の多くの子弟が義務教育終了直ぐに、就職のため他府県へ流出することが、うかがえる。

[8] 地域活動について

荒堀地区の地域活動を、保健福祉活動、文化活動、生産活動の3項目に分けての調査結果は下記の通りである。

1. 保健福祉活動(表IX-1, 2)

この地区の住民の保健福祉活動に対する関心の程度は、

害虫駆除を知っている	55.2%
便所の改良	44.4%
食生活の改善	34.8%

となっている。知っている人はかなりの程度あると思われるが、そうは言っても、せいぜい50%程度であり、十分とは言えない。地域の生活環境を考慮してみると、このことは十分注意する必要があると思う。

つぎに、それら保健福祉活動への参加経験の有無は、

害虫駆除に参加	36.8%
便所の改良に参加	8.2%
食生活の改善に参加	8.9%

となっている。ここで見ると害虫駆除に、ある程度注目すべき点はあると思うが、他は10%にも満たない程度であり、知っていても、参加するものはほとんどないことには、より注目する必要があるだろう。

また、参加家族員に於いては、世帯主の参加が大部分であり、その比率は害虫駆除66.7%、便所の改良80.0%、食生活改善50%となっている。

また参加の仕方については、個人としての参加が多い。そして、その比率は害虫駆除では個人参加が52.7%で、他の項目では、100%が個人参加である。すなわち何人らかの団体を通じて、共同で保健福祉活動をするということは、ほとんどないようであり、このことからこの地域の団体、共同活動はまったく、不活発であると思われる。このことは次のことでもわかる。すなわち 地域保健福祉活動への地域団体を通じての参加を見ると、害虫駆除の場合に於いて、青年会を通じて実数で2、市町村を通じて実数で4、あるのみである。

前にも述べたように、この地域の生活環境を考えると、まったく不活発で、不十分であるといつて、さしつかえないのではないと思われる。

2. 文化活動 (表 IX-3.4)

文化活動の面についてみると下記の通りになっている。

団体あるいは、集合のあることを知っているものは、

青年会	48.0%
婦人会	53.7%
その他のレクリエーション	48.3%

となっている。50%近くの人々が各団体の存在や、集合を知っているわけである。地区住民にとって、もっとも身近なものであり、半数近くの人々が知っているといつても、決

して十分とは言えず、不十分であると言つて良いのではないだろうか。

つぎに、これらの文化団体への参加のあり、なしの向いに對する答えは、参加ありと答えたのは、

青年会	32人
婦人会	47人
その他のレクリエーション団体	16人

となっている。すなわち、どのような団体にせよ、参加したものは、ほとんどないということである。

これらの活動への参加家族員は

	世帯主	配偶者	子供
青年会	7人		5人
婦人会	2人		5人
その他	1人	2人	6人

となっている。ここに於いても、活動が不活発であるということを示している。

また参加の仕方、婦人会を除いては、個人としての参加がほとんどであるようである。

以上のように、この地区の文化活動に於いては、一般的に、不活発であると言つてさしつかえないと思われる。さらに言うならば、極端に不活発であるのではないだろうか。

3. 生産的活動 (表 IX-5)

生産的活動は下記の通りである。生産的活動を知っているものは、

農業技術改良	42.1%
土地改良	46.6%
共同化	44.5%

となっている。すなわち50%近くの人々が事実を知っていると見られる。「知っている」「いない」に於いても半数ほどしか知らないということは注意する必要があると思う。

また、それらの活動への参加の有無は、参加したこともありと言うものは、

農業技術改良	17.9%
土地改良	28.2%
共同化	19.3%

となっている。知っているもののさらに半分ほどしか参加経験はないわけである。

また、それへの参加家族員に於いては、子供の参加というのが、ごくわずかであるだけで、ほとんどすべて、世帯主の参加である。生産的活動は主として世帯主に關係があるといえ、その他の家族員が参加していないということは、参加するものが少ないということと共に問題のあることと思われる。

また参加の仕方については、

個人として 団体として

農業技術改良
土地改良
共同化

となっている。このように、生産的活動という、個人では限られたことしか出来得ないようなことに於いても、団体としての参加は少なく、個人としての参加するものが大部分である。わずかに土地改良の面に於いて、団体としての参加が多い程度である。

以上が、この地区に於ける、生産的活動の状況であるが、生産的活動は、農業部門に限られていることには注意せねばならないと思われる。再び言えば、一般的に、生産的活動に於いても他の活動同様不活発である。

9 生活福祉について

生活福祉に關する荒堀地区の調査は、生活保護、福祉年金、公的貸付金制度、火災保険、生命保険、各種講の6項目であり、その結果は下記の通りであった。(表Ⅹ-7, 8, 9, 10, 11, 12)

1. 生活保護について

生活保護については、回答者120世帯のうち生活保護を受けている、いないは、

現在生活保護を受けている	2.4%
受けていない	97.6%

以前に受けていた ヌ々%

となっている。

「現在受けている」あるいは「以前受けていた」というものを合わせても48%程度であり、率は低いと思われる。これは、この地区は、保護が必要ないことを示しているのか、あるいは、反対に、必要はあるのだが、受けていないのか、どちらであるかは不明である。

2. 福祉年金について

福祉年金を「現在支給している」「以前支給していた」というのは、一世帯もなく、ノノ3世帯全部支給していない。これはこの制度を知っていないのではないかとと思われる。

3. 公的貸付金制度について

これに於いても、支給しているものは、まったく見られない。これらの制度がまったく利用されていないことは、多くの問題を含んでいると思われる。

4. 火災保険について

火災保険では、ノ0女世帯のうち、現在加入しているもの33世帯でその比率は29.7%である。この比率はかなり高いと思われる。しかしながら、この地区の家屋の建築状況、家屋の腐朽状況等を考慮に入れるとき、この火災保険への加入率が高いということが理解されるのではないだろうか。

5. 生命保険（簡易保険、養老年金を含む）についてみると

世帯実数、ノ7のうち、

現在加入しているもの 68世帯 60.6%

となっている。また、その内訳は、

世帯主	24人	35.3%
配偶者	13人	19.1%
父 母	2人	2.8%
子 供	24人	35.3%
その他	5人	7.5%

となっている。加入状況はかなり良好であると思われる。しかし、世帯として加入しているのは60.6%であるが、同地区の人口総数752人のうち実数で68人であり、90%である。この比率は決して高いとは言えないと思われる。

6. 懇話、親母子講などの識について

識への加入世帯は、

親母子講	14世帯	12.0%
懇話講	13世帯	10.9%
村の婦人クラブ	1世帯	0.8%

となっている。また掛金の額については、

	100円	500円	1000円	1000円以上
親母子講	10世帯	世帯	世帯	4世帯
懇話講		2	4	6

となっている。また、これらの講への加入者は世帯主15人、配偶者6人となっている。

つぎに、これらの講への加入目的は、運動資金、生活費、臨時支出、つき合い、用品準備、失済支出等に利用するをめとなっている。すなわち、かなりの程度の世帯が種々の講に加入している。しかし、これらの資金は、生活費等の家庭内の諸雑費に使われていることに注意せねばならない。

7. 社会保険への加入について

	主帯主	配偶者	父母	子供	その他	合計
健康保険	4 10.5%	7 19.7%		16 40.5%	12 29.0%	39 100%
日産保険	4 8.3%	44 91.7%				48 100%
国民健康保険	83 24.9%	26 10.8%	23 9.9%	120 38.3%	36 12.8%	288 100%
国民年金	4 18.2%	6 25.9%		13 55.9%		23 100%

となっている。これによる各種保険に加入している世帯は全世帯144のうち、91人であるから、63.2%である。すなわち、被保険者ならびに、その家族の半数以上が何らかの形で保険に加入している。「国民健康保険」は、その他の保険に加入できない人々のためにあるのだから、加入者は100%にならなければならないはずである。しかし、実際は

63.2%であることは、注目する必要がある。

以上のように、この地区の生活福祉は、かなりの程度が進んでいると思われるが、種々の制度を知らないものもいると思われるようであるから、この点十分注意する必要があると思う。また加入の比率は決して高いとは思われない。

8. 心身状態について

心身状態に異状があるものは

主帯主	8人	配偶者	5人
父母	4人	子供	8人
その他	2人	合計	27人

となっている。この内訳は世帯主、父母各一人が中凡、満足のものの子供が1人ある。他は不明である。

これは、総人口252人の1.6%にあたる。このことは十分注意する必要がある。

10. 生活意識について

生活意識に関する調査の結果を下記の通りである。

1. 現在の転業を今後とも続けるか否かという向に対する答は、

(表 VI-21)

将来とも続ける	42.3%
いまのところ続ける他はない	49.2%
早くやめたい	8.5%

となっている。しかたがない、あるいは、やめたいという人の比率がぐっぐ多あることには十分注意してもしすぎることはないのでないだろうか。現在の仕事に興味がないのは、その人の気持だけに原因があると言いつけるだろうか。まったく将来性が見られぬと思われる職業にどうして「将来とも続ける」と積極的に答えられるだろうか。また、「将来とも続ける」という人の中に於いても、いく分なりとも、あきらめぬ考えが入ってはいないだろうか。これについての職業別の調査結果は

職業	将来とも	続ける他ない	やめたい
農林業	33.3%	66.7%	0
製造業	66.7%	33.3%	0
商・サービス業	25.0%	25.0%	0
その他の自営業	100%	0	0
専従労働者	0	0	0
技術労働者	55.2%	44.8%	0
失業者	0	44.4%	55.6%
一般労働者	0	100%	0

となっている。これによると製造業、商・サービス業、その他の自営業に於いては、現職へ安定性が見られる。しかし農林業に於いての「続ける他はない」というのは、少ないけど一定の農地があり、それを手放さずして、他の職に移ることも

できないというジレンマを表わしているのではないだろうか。また、技術労働者（主に工員）に於いても、臨時工という形が多いため、変りたいが、他の職がないというわけであるか、ここでもっとも、注意せねばならないことは、失業者のことであると思われる。すなわち、「将来とも続ける」というのは、まったく存在しないことである。年とったときのことを考えれば、いは現在の状態を考えるだけで、やめたいとなるのは必然的なことである。

2. もし職業をかえるとすれば、どんな職業を送るかという向に対する答は、(表A1-22) 全世帯の24世帯がこの向に答えているが

現職	希望職種			
	農	商・サービス	事務	技術
農・漁・水産業			3人	3人
商・工・サービス	2人	1人		3人
事務・技術労働者				2人
失業者・投資単純労働者		3人	3人	4人

となっている。この中で、特に、失業者が主である単純労働者が、積極的に希望職種を上げているのが注目される。しかし、一般に、転職したくとも、するあてのないことから来るのだと思われるのだが、希望職種をはっきり上げる人は少ないようである。

3. 現在居住地に今後とも住むか否かという問いに対する答

これを年齢別に見ると

	～25才	～30才	～40	～50	～60	61～
将来とも住む	32.6%	30.2%	46.4%	89.0%	93.2%	50%
今のところ住む他はない	66.4%	50.0%	28.6%	5.5%	6.7%	
できるだけ早く転居	0	20%	25%	5.5%	0	0
近く転居	0	0	0	0	0	0

となっている。この表から見て「今のところ住む他はない」「できるだけ早く転居したい」という、現住地に対する否定的な二つの考えの合計をしてみると、

25才未満	66.4%
26～30才	70.0%
31～40才	53.6%

となっていることが注目される。また、40を過ぎると、現在居住地への安定性がずっと強まって、90%近い比率を占めている。しかし、このことについても、いかなる経過を辿ってこのような考えにいたったのかということと十分を考えて見る必要がある。また、近く転居するというものが、転居したいというものがいながら、ないということも十分注意する必要がある。

つぎに、これを経営別に見ると、

	自 営	雇 用	単 純	無 限
将来とも住む	80.3%	40.2%	57.0%	73.4%
今のところ住む他はない	15.7%	19.6%	14.4%	26.6%
できるだけ早く転居したい	3.9%	40.2%	28.6%	0
近く転居する	0	0	0	0

となっている。「将来とも住む」というのが、比率が高いようであると思われる。それは特に自営業、無限のものが多い。しかし注意しなければならないのは、「今のところ住む他はない」「できるだけ早く転居する」を合計したら、その比率は、

自 営	19.6%	雇 用	59.8%
単 純	43.0%	無 限	26.6%

となっている。積極的にしろ、消極的にしろ、転居の意志がいくらか認められるのが、かなりあることに注意する必要がある。

4. 義務教育終了前の子供のいる家庭について、子供に将来義務教育以上の教育を受けさせるか、否かという問いに対する答 (表X-1)

進学させる	68人	72.3%
就学させる	26人	26.7%

となっている。またこの内訳は、

進学させる	男	36人	52.9%
	女	32人	47.1%
就職させる	男	11人	42.3%
	女	15人	57.7%

となっている。「進学させたい」というのが、やはり高くなっているのが注目される。

つきに進学と就職に分けて理由を聞いてみると、

進学させるでは、

将来のこの	男	25人	女	23人
強い人向にするため	男	4人	女	0
ひけめを感じさせない	男	3人	女	2人
本人の希望	男	1人	女	4人
世の中で使えものにならないから	男	0	女	5人

となっている。これを見ただけでは、その真意は十分に理解できないが、「ひけめを感じさせない」「強い人向にする」等、何か暗示的なものを示すと思われる。

つきに就職させるでは、

生活の不安	男	8人	女	8人
将来のため	男	1人	女	2人
病後だから		0	女	2人
兄弟がそうだから		0	女	1人

となっている。「生活の不安」があるから、しょうがないに

就職するというのが一番多い。その比率は、全22人のうち72.7%となっている。このことには十分注意する必要があると思う。

II 社会意識について

社会意識に関する調査は、地区内においては144世帯について悉皆調査を、地区外においては抽出調査が行なわれている。なお地区外において抽出対象となったのは60世帯である。

調査はアンケートの方式が採用された。この調査の概要を示すと下記の通りである。

(1) 『地元の神社やお寺などの昔からの行事や伝統は、できるだけ今日も残しておく方が望ましい』という向に対する答えを見ると、大いに賛成は皆無で、賛成79%、反対19%、絶対反対2%となっている。

これら地区内にみられた一般的傾向を、さらに細かく分析してみると、農林業の部門では86.4%が賛成、10.9%が反対、2.7%が絶対反対となっている。これと同じような傾向は、雇用労働者、技術系労働者の分野でもみられ、賛成が71.4%、反対が28.6%、絶対反対は皆無となっている。また製造業の部門では大いに賛成と絶対反対は皆無で賛成と反対がそれぞれ半々となっている。以上述べてきたことが地区内の状況で、ここで地区外に目をむけると、全般的傾向として、大いに賛成が70%、賛成が22%、

反対が 12%、絶対反対が皆無となっている。これも地区内の場合と同じように細かく分析してみると、農林業において大いに賛成 73%、賛成 62.8%、反対 19.1%となっている。これに対して雇用労働者の事務系労働者、技術系労働者いずれの場合も賛成が 100%を占めている。以上より地区外、地区内と比較すると、大いに賛成という項目に対して地区内が皆無であるのに対して、地区外は、10%を占めている点は留意せねばならない。

- 12) 「結婚や葬式などは昔のしき通りに従って、今日も盛大にするのが望ましい」という向に対して、地区内では全体的傾向として、大いに賛成は皆無、賛成 16%、反対 60%、絶対反対 24%となっている。個々の職業別に分析していくと、農林業の場合、賛成 8.8%、反対 46.8%、絶対反対 44.4%となり全体的傾向よりも絶対反対の傾向が極めて高いことを示している。さて商業サービス業の場合については、賛成 38%、反対 38%、絶対反対 24%と、これもまた全体的傾向に比すると、賛成という線が圧倒的に高いという特異な傾向を示している。では、雇用労働者の場合はどうかと云って、技術系労働者について調べると、賛成 25.0%、反対 62.5%、絶対反対 12.5%と、ほぼ先の全体的傾向と歩調を合わせている。さてここを地区外に目をむけてみよう。地区外の全体的傾向としては、大い

に賛成と絶対反対が皆無で、賛成と反対が 50%ずつを占めているという結果である。そこで農林業の場合について細かく調べてみると、賛成 29.3%、反対 60.7%となり、

地区内と似た様な傾向を示している。これに対して雇用労働者の場合は技術系、事務系労働者いずれを問わず賛成 100%という結果がでている。以上述べてきた事を総括してみると、地区内では賛成がかなり少ないのに対して、地区外では賛成が 50%もあるという、地区の内外でのかかなり異った傾向を示している点は留意せねばならない。

- 13) 「貧富の差が生ずるのは、個人能力や勤勉によってではなく、生まれつきの身分などによってである」という向に対して、まず地区内では、全くその通りは皆無で、その通りは 1%、ちがうは 75%、絶対ちがうが 14%というのが全体的傾向である。このデータを個々に分析してみよう。農林業ではその通りが 29.8%、ちがうが 62.1%、絶対ちがうが 9%となり全体的傾向よりやや現実妥協的側面が強くあらわれている様だ。これに対して商業、サービス業の分野では、ちがうが 75%、絶対ちがうが 25%という、かなり進歩的側面を見せている点に留意せねばならない。またこれと類似した傾向は技術系労働者の場合にも見られる。ここで特に反対を打ちしている人達の意識を数げると、ちがうが 57%、絶対ちがうが 42.9%となっ

ている。さて、ここで、地区外に目をむけよう。全体的傾向としては、やはり全くその通りが皆無で、その通りが10%、ちがうが80%、絶対ちがうが8%となっている。例の通り販業別に分析してみると、農林業の分野ではその通りが130%、ちがうが76.6%、絶対ちがうが10.4%という数字でやはり、地区内にも見られた通り、現実妥協的側面が若干強く見られる。さてここで雇用労働者の方に目を転ずると事務系、技術系労働者に向わず、ちがうに100%表われている点には留意せねばならない。ここで地区外と地区内を比較してみると、ほぼ同じ様な傾向がみられるが、地区外の方が、若干この点の意識面ではすぐれている様だ。

14) 「自分がやりたくない事でも、善理のある人から頼まれたらやらねばならない」という向に対してまず地区内の全体的傾向を調べてみよう。大いに賛成はやはり皆無で、賛成が79%、反対が19%、絶対反対2%となる。これを個々の販業について分析してみよう。まず農林業の場合、賛成が91.8%、反対9.1%、絶対反対9.1%という結果であり、全体的傾向とほぼ歩調を合わせている。この傾向は技術系労働者の賛成72.8%、反対27.2%という結果にも見られる。しかし反対労働者の、賛成44.5%、反対55.5%という数値には留意せねばならない。さて例のこ

とく、ここで目を外に転じよう。

地区外の全体的傾向では、賛成59%、反対41%、絶対反対皆無という傾向である。これを販業別に考察してみよう。農林業では、賛成68.4%、反対31.6%と全体的傾向より若干現実肯定的傾向が表われている。これと逆の傾向として雇用労働者の技術系労働者は100%反対しまた事務系労働者の場合も賛成33.3%、反対66.7%という数値がでてくる点は留意すべきである。全体的にみて、地区外の方が、この向に対して否定的傾向が強く、地区内の方がこの向に対して肯定的傾向が強いのは、地区内の方が、近隣相互の横の連鎖が若干強いことを示しているからであろう。

12 人権意識

この人権意識についての調査は、同和地区と地区外とで、販業と結婚について、差別の言動があったかどうかを、互令別に区分し、集計した。その結果を見ると、下図の様になる。

14) まず、販業について見てみよう。同和地区に於て「かなり守られている」が5名だが、「無視されている」が77名で実に20倍になっている。更に「あまり守られていない」を加えると実に27倍にもなる。28人の人が答えて、やっとなんか一人が、「かなり守られている」と答える割で、同和地区に於いては、販業上差別されない人は、ほとんどないと言って

	同和地区				一般地区			
	既		未		結		婚	
	39才以下	40~60	61才以上	40~60	61才以上	39才以下	40~60	61才以上
かなり守られている	4 (111)	0 (10)	1 (125)	0 (10)	3 (44)	1 (125)	5 (250)	11 (44)
あまり守られていない	15 (418)	16 (181)	7 (925)	15 (418)	36 (554)	5 (625)	9 (360)	14 (560)
無視されている	17 (471)	22 (819)	0 (10)	21 (582)	28 (402)	2 (250)	1 (40)	0 (0)
計	36 (100)	38 (100)	8 (100)	36 (100)	67 (100)	8 (100)	25 (100)	25 (100)

差支えないであろう。所がである。これが一般地区になると「かなり守られている」と「あまり守られていない」或は「無視されている」の比率がノ対ノになり。且、「あまり守られていない」が23名。「無視されている」が2名で全く同和地区と相反した現象を示している。これは何を意味するのであろうか。次に年令別について考察してみよう。被調査人数が少ないので、断定する事は出来るだけ避けて、主な傾向を把握するにとどめたい。

同和地区に於て、39才以下では「あまり守られていない」と「無視されている」とが大体、半数を占めているが、40~60才では、「無視されている」が8割にも昇る。61才以上は、人数が少ないので、傾向はつかみにくいが、大体、「あまり守られていない」という事になる。同じ時代でありながら、この様に年令別にするるとこの様と相違する事から察して、61才以上では、昔は差別を受けたが、最底は大分、和げられたので「無視される」が少ないのではなかろうか。一方40~60才では、青春時代を苦悩にみちて、通したので、その恨みが抜けきらないのではないか。更に39才以下では、40~60才に比べれば此の痛手が少ないので、「あまり守られていない」と「無視されている」が半々になったのだと推量したい。即ち、少しずつでも、良くなるはなっていると考えられるかもしれない。しかし、かといって、安心して良いというのは少し早計である。28人に1人しか、「守られてい

る」と答えた事かそれを如実に物語っていると考えざるを得ない。一般地区ではどうであろうか。一般地区では前に述べた通り「かなり守られている」が半数を占めているのは、単なる感情論ではなく、差別意識が、大分減って来たといつて良い。しかし、37才以下の若者で、「かなり守られている」が全くいないのは、彼らの新しく芽生えた人権意識に照合して見ると、完全ではない事を示すもので、やはり差別撤廃を完全なものにするには、幾多の困難が横たわっており、前途多難と言わざるを得ない。

(10) 結婚についても、販業と同形式で見たい。同和地区では、「かなり守られている」は4名、「あまり守られていない」は56名、「無視されている」は51名で、「かなり守られている」の比率は販業と大差ない。一方、一般地区では「かなり守られている」が17名で、「あまり守られていない」が32名、「無視されている」が10名で販業とは別に、結婚に対して抱く見解が、はっきりとこっぴど示されている。即ち、「かなり守られている」と「守られていない」「無視されている」の比率が、販業では1対1であったのが結婚の場合1対2になっている事である。これは、明かに、世間体を気にする一般地区の人向が、結婚に於て明かに差別をしている事であり、潜在的に差別を感じている事を暴露する以外の何物でもない。次に、互令別に見てみると、同和地区では、

37才以下では、販業と大差ない。少し、「無視されている」の数が増加している程度だが、40～60才では「無視されている」が減って、「あまり守られていない」が半数を越すという。販業とは全く別のケースとなっている。61才以上は、傾向は把握しにくい。一般地区では、40～60才が、販業と違って結婚については、差別が多い事を示している。以上で表に關する考察をやめるが、37才以下のこれからの背負う、若い世代に於て、「かなり守られている」と答える数が少ないのは、今後にもまだ問題がある事を示すもので、この世代の動きが、「かなり守られている」には、きり同調する時、日本に於ける差別観念をぬぐい去る時は、すぐ向近になったと言えるのではないだろうか。

13 差別問題

差別問題に關する調査は、荒塚地区にのみ行なわれた。その結果を示すと下記のとおりである。

(1) 『お宅では、これまでに、現在の土地に住んでいることによつて、なにか差別の言動を御経験になったことがありますか』という向に対して、ありをみると、その概要は下記の通りである。

A. 近藤すきあい	8	(23%)
B. P.T.A等のつきあい	8	(84%)

C. 職業上のつきあい	23	(34.8%)
D. 友人、知人とのつきあい	16	(23.8%)
E. 学校生活について	29	(29.8%)
F. 転居について	3	(2.4%)
G. 進学について	2	(3.7%)
I. 就職について	9	(7.1%)
H. 結婚について	18	(16.4%)
合計	114	(14%)

まず、以上の差別経験の合計は、114件、全体の14%、ただし333件で86%となっている。この値を標準値として、その内訳を分析してみると、最高は職業上のつきあいにおいて34.8%もの差別言動の経験が示されている。人生にとって特に重要な結婚と就職の場合の差別問題に就いては、「結婚」の場合の差別経験は又割弱にもおよんでいる点には留意せねばならない。また「就職」に際しては、表面的には2.4%という低い差別経験を示しているが、先にも述べた通り、就職したあと、「職業上のつきあい」において34.8%の高率で差別経験を有しているという結果には、特に留意せねばならない。さて次に問題となるのは、「友人、知人とのつきあい」「学校生活において」それぞれ23.8%、29.8%差別経験を有しているという事は、子供達が、親達が別に意識的に教える必要なくとも、自然に部落に対する差別意識を有しているという側面を示している。

(14) 生活欲求

生活欲求についての向を1. ニード一般と2. 行政についての希望の二つに分けて廣向をした。

1. 『現在あなたの生活の上で、何かお困りのことや、御不満や悩み、あるいは希望などがございましたら、お聞かせ下さい』という問題に対して、

住宅関係	8	(22.8%)
環境の充実	7	(20.2%)
教育制度の充実	4	(11.4%)
育英制度確立	3	(8.5%)
医療問題	2	(5.9%)
住宅資金貸付	2	(5.9%)
その他	9	(25.9%)

以上分るとおり、住宅問題、教育問題が全体の50%近くも占めている点から考えると、この地区に於けるニードは直接、間接に部落問題の解決に役立つもの、のみが取りあげられている事は注目に値する。

2. 『行政についての希望』に対する答としては

排水設備が欲しい	15	(23.4%)
本心から部落解放を積極的にやってほしい	13	(20.3%)
税金の減税、物価の値下げ	10	(15.6%)

道路整備	8 (12.5)
宅地向題	4 (6.2)
同和教育の充実	2 (3.1)
取業幹旋	1 (1.6)
育英制度の充実化	1 (1.6)
誠意をもって行政をしてほしい	1 (1.6)
環境衛生の充実	2 (3.1)
調査後の具体的効果	1 (1.6)
その他	6 (9.3)

以上の様に行政に対する希望は決して少なくないが、いずれも切実な向題である。特にこの様な調査後に具体的な効果が表らわれていないという指教は我々も大いに留意せねばならない。

〔15〕 差別意識について

差別意識については、地区外の3地区60世帯(男47人、女3人)について行なわれた。その結果は下記の通りである。

△1. 荒堀地区に知り合いがいますかという向に対する答えは、

(表XI-4)

かなりいる 男 16名(34.0%) 女 2名(66.7%)

少しいる 男 19名(40.4%) 女 0

いない 男 11名(25.6%) 女 1名(33.3%)

となっている。「かなりいる」「少しいる」の比率の合計は男74.4%、女66.7%となっていて、かなり高い比率を占めている。すなわち近くの人として、多くの人を知っていると思われる。

つぎに「かなりいる」「少しいる」の中での交戻関係をみると

親しく交戻している 男 21.3% 女 33.3%

あまり交戻していない 男 34.0% 女 0

交戻はない 男 19.1% 女 66.7%

となっている。知ってはいるが、交戻はしないというのが「知っている」74.4%のうち19.1%あることは十分注意する必要があると思う。

△2. 荒堀地区の人とつきあう機会が生じたとき、ためらわずつきあつか、否かという向に対する答は(表XI-4の(1))

(1) 日常のつきあいの場合

ためらわず交際する 男 74.8% 女 33.3%

交際をひかえる 男 25.2% 女 66.7%

となっている。男の場合、多くの人々はためらわず交際するようである。しかし「交際をひかえる」というのが、25.2%あるということにも注意せねばならないと思う。また、女の場合に於いても、半数のうち2人が交際をさしひかえると答えていることに注意せねばいけないと思われる。

(2) 結婚を前提にした場合

ためらわずつきあう 男 13.0% 女 0

交際をひかえる 男 87.0% 女 100%

となっている。この事実には十分注意せねばならないのではないかと思う。すなわち、男に於いて、その87%が、女に於いて100%が「交際をさしひかえる」という事実である。この問題は今後に掛けられた最も重要な問題の一つであると思う。

△3. (1) 荒堀地区の人々が、一般から疎遠(差別)されていると考えるか、否か、という向に対する答は(表IX-7)

非常に差別されている 男 4.3% 女 0

多少は差別されている 男 80.4% 女 100%

差別されていない 男 15.3% 女 0

となっている。何らかの形で差別されていると思っているものが、男84.7%、女100%となっている。すなわち、多くの人々が荒堀地区の人々は差別されていると思っているわけである。また「差別されてはいない」というのが、男で15.3%いるわけであるが、02のところで結婚を前提にしては多くのものが荒堀地区の人々がつきあわないと言っているのに、それがどうして「差別されていない」になるのであろうか。この点十分注意する必要があると思われる。

(2) つぎに、疎遠(差別)されているとすれば、それは主としてどれによるか、という向に対する答は(表XI-8)

人種がちがう 男 3.4% 女 0

生まれがちがう 男 1.7% 女 0

職業がちがう 男 15.5% 女 0

住む所がちがう 男 8.6% 女 0

生活程度がちがう 男 17.0% 女 0

言動が粗暴である 男 26.9% 女 0

その他 男 26.9% 女 33.3%

非該当 男 0 女 66.7%

女に於いては「その他」「非該当」が100%であり、その真意はわからない。この中で「言動が粗暴である」というのが26.9%と注目される。しかし、また、職業

にする差別、居住にする差別、生活程度による差別の三つの合計が5.1%となっていることも注目される。これは生活環境、経済状態が差別の再生産を行っているものと思われる。また、さらに驚くべきことは「人種がちがう」「生れがちがう」という二者の合計が5.1%あることである。比率は低くとも、部落の人種起源なる非科学的考え方を今だに持っているものがあるということは注目に値する。

(3) 荒瀬地区に対しての差別があることを、どうして知りましたかという問に対する答は(表 XI-9)

家庭で聞いた	男 42.8%	女 33.3%
学校で聞いた	6.9%	33.3%
衣場で聞いた	6.9%	33.3%
近所で聞いた	9.2%	0
その他	34.2%	0
非該当	0	0

となっている。これによると「家庭で聞いた」というのがかなり多い。またその他というのは、人との話の中で何んとなく話しするというのではないだろうか。こんな所にも問題はある。

(4) 荒瀬地区の人々が、そういう場で差別されるのは仕方がないと思うか、否か、という問に対する答。

当然だ	男 2.3% (1人)	女 0
ある程度はしかたがない	男 23.3%	女 33.3%
間違っている	男 74.4%	女 66.7%

となっている。差別されるのが当然だと答えるものか1名たりともいることは大きな問題である。たとえ、何んらかの理由があろうとも「差別するのが当然だ」というのは、まったく考えられないことである。また「ある程度はしかたがない」といって差別を肯定するようなものも23.3%の大きさに渡っていることも十分注意する必要がある。しかし「間違っている」という良識派が74.4%あることは、平直によろこばしいことと言えると思う。しかし、その間違っているというのが、どの程度積極的なのはわからない。

△ 4. 荒瀬地区が以前に較べて良くなったか、否か、という問に対する答は(表 XI-11)

よくなっている	男 90.8%	女 66.7%
あまり変わらない	2.3%	0
かえって悪くなった	0	0
知らない	6.9%	33.3%

となっている。「良くなっている」というものが大部分を占めているようである。しかし、「あまり変わらない」「知らない」というのが合計9.2%を占めていることにも注

慮せねばならない。

△5. 荒堀地区に対して、国、市町村の特別に取り上げて、補助金等を出す必要性があるか、否か、という問に対する答は、

その必要あり	43.2%
ところによってある	34.1%
ない	22.7%

となっている。これによると何らかの形での必要性を認め たものは77.3%となっている。地区外の多くの人々が、補助金等の支出の必要性を感じているわけである。また、「必要ない」と答えたものが22.7%あることは、真に必要ない状態に、荒堀地区があると想っているのか、特別対策に対する反感を意味するのかはわからない。

△6. 「その必要あり」「ところによりある」という何らかの形での必要性を認めたとすれば、何に最も力を入れるべきかという問に対する答は(表 XI-12)

生活環境をよくすること	11人	23.4%
貧乏をなくすこと	3人	6.4%
経済を豊かにすること	7人	14.9%
教育を高めること	17人	36.2%
人権を尊重すること	5人	10.6%

その他

4人 8.5%

となっている。「貧乏をなくすこと」「経済を豊かにする」という経済に關することが21.3%、生活環境に關すること23.4%、教育に關すること36.2%となっており、環境整備、生活状況改善、同和教育が重要な施策であるとされている。また「人権を尊重すること」というのが注目される。

△7. このような対策が行なわれ、荒堀地区の人々の生活程度、社会的教養が高まり、よい取業についたときに、一般の人から差別されると思うか、否かという問に対する答は、

(表 XI-3)

差別される	0	
多少差別される	20人	43.5%
差別されない	26人	56.5%
わからない	0	

となっている。荒堀地区の人々が、尚のような程度になったときには、さすがに「差別される」という人はいない。しかし「多少差別される」というのが半数近くもおり、十分注意せねばならないことである。

△8. 「特殊部落」「同和地区」といわれる地区の改善は部落の人にまかせるべきか、それとも国、市町村が努力すべき

かという向に対する答は(表 XI-4)

住居の自主的解決にまかせる

男 54.0% 女 50%

国や市町村で解決に力を入れる

男 33.5% 女 50%

その他

男 11.5% 女 0

となっている。住居の自主的解決にまかせるというのが男の場合 54.0% もあることに注意せねばならない。しかし、その考えが、部落の現状維持、あるいは放棄という考えにも通じることも注意せねばならないと思う。また「公共団体が解決に力を入れる」というのが 33.5% あることも注目しなくてはならないと思われる。

[16] 教育状況

荒瀬地区の児童の通学圏は、小学校 1、中学校 1、高等学校 9 (内市外 7) であって、通学距離は、小中学校とも徒歩 10 分以内の処にある。高校は徒歩 (市内)、市外は自転車又は汽車での通学である。中学校の場合は昭和 35 年まで教年同和教育の指定校として、研究を続けながら教育の根本方針は民主的な人間形成であるとの方針に重きを置いて、平等な精神を基本として教育を行ってきた。中学校の場合は生徒総数 男 758 人、女 772 人 中地区生徒数は 1 年男 8 人 女 16 人、2 年男 9 人 女 13 人、3 年男 7 人 女 15 人であって、内長欠は 母 1 人を数えている。

児童の成績を見ると、上 3 中上 4 中下 6 中 12 下 7 であって、知能指数は全般的に低さを示している。又各種補助を見ると下表の通りである。

各種補助	地区児童数	一般児童数	平均
(1) 教科書補助	10 人	101 人	1.157
(2) 学用品補助	11 人	99 人	1.770
(3) 修学旅行補助	10 人	51 人	2.150
(4) 医療補助	4 人		
(7) 給食補助	7 人		

以上のように地区児童数68人の内、1.5割に近い児童が各種補助を受けている現実の姿に目を向けたとき地区の現実の姿が見られるのである。進学の場合全卒業生徒数男276人、女222人の内、進学は男179人、女130人、内地区生徒は男6人(0.033%)、女子4人(0.03%)となっており全体の面から見た場合の比率と比較して就学が男3人(0.6%)、女9人(1.8%)であつて男子より女子の進学の低さを現わしている。特に一般地区生徒と比較して見た場合、地区の生徒の場合知能指数と比して学業成績の伴わない生徒が多いのが見られる。これは家庭の環境等によるものが多いと思われる。又児童の問題点を見ると言葉づかいの悪さ、粗雑さが若干残っており、備食が多い点も見られる。特に女子生徒の場合早熟型が多い点に注目したい。又部落意識は強いが集団向上の意欲のない点等は今後の課題として残されるのである。

小学校の場合を見ると、児童総数男330人、女323人のうち地区児童数は男39人、女42人である。長欠児童は皆無であるが各種補助を見ると下表の通りである。

各種補助

	地区児童	一般児童	平均額
(1) 教科書補助	17人	46人	650
(2) 学用品補助	19人	46人	250
(3) 修学旅行補助	5人	2人	700

	地区児童	一般児童	平均額
(4) 通学補助	5人	34人	1300
(5) 給食補助	19人	48人	2300

以上の通りであるが地区児童数81名中上記のような各種補助を受けている数字を見ると地区内のおかれていた経済の状態の差を知ることができるのである。成績の良から見ると中下以下が多く、知能指数は他地区の生徒と大差がないが学業成績の劣っている点を見逃すことができない。従つて優秀の差が大きいのが目立っている。生徒の問題点から見ると言動が粗雑な点が見られ仲間意識が強いが父兄の教育への関心からか無断欠席が多い点に特に注意が必要とされる。従つて小中学校を通じて見る場合文部省の指定校を受けられた場合表面上のみつくろつて所以成績の悪さが何処にあるか。又各種補助等を受取る家庭の状況等から見た場合の対策等についての具体的な方針の欠如が見られると思う。そこに文部省の形式的な指定校の誤りを見なければならぬし今後の問題としての大きな課題であると考えられる。

次に両親の学歴について見て見ると次のようになる。即ち両親の場合大部分が新制中学校又は高等小学校あるいは小学校であり全体の約8割になっている。つまり義務教育課程修了程度の学歴にとどまっているものが多い。即ち母の場合小学校が14人、29.5%同様に新制中学、高等小

学 厂

項 目	実 数		比 率	
	男	女	男	女
未 就	0	0	0	0
小 学 校	14	1	29.5	33
新 中、高 小	22	1	47.3	33
旧中、高女、高 校	8		16.9	0
専 門 学 校、短 大	2	1	4.2	33
新、旧 大	1	0	2.1	0
合 計	47	3	100.0	100.0

学校が22人 47.3% 旧制中学校、新制高校 8人 16.9% であり専門学校（短大）以上の学厂を得ているものは3ケースしか見られない。又女の場合小学校 1人 33% 新制中学 高等小学校 1人 33% 専門学校（短大） 1人 33% であり女子の教育は依然として低い。

(2) 子供の教育への関心

義務教育修了後の子供の教育への関心さについて見ると子供の教育について 表Ⅴ-1

	男 子	女 子
進学させる	36人 (52.9%)	32人 (47.1%)
就取させる	11人 (42.3%)	15人 (57.7%)

次のような結果が見られる。まず男子の場合進学させるが36人 52.9% となっている。これに対して就取させ

るが11人 42.3% である。又女子の場合は進学させるが32人 47.1% であるに対して就取させるが15人 57.7% である。これらを見てわかるように教育に対する関心が高まっていることがわかる。又これらの理由を見て見ると次のようになる。男子の場合は将来のため36人中25人も示めている。(表Ⅴ-2) これは表Ⅴ-12の差別

通学、就取させる理由 (表Ⅴ-2)

	男子の場合	女子の場合
進 学 さ せ る	強い人間 4人	学校を出ないと今の世では使えないにならない 8人
	希 望 1人	希 望 4人
	ひきめを感じさせない 3人	将来のため 23人
	将来のため 25人	ひきめ 2人
就 取 さ せ る	生活の不安 8人	兄姉がもうだったから 1人
	将来のため 1人	将来のため 2人
		生活の不安 8人
		病 気 2人

をなくすための意見にも教育をたかめることの必要性を示しているものが16人 36%を示していることにもわかるわけである。女子の場合も男子の場合と同様に将来のためが32人中23人を示している。一方就取を希望する者の主なものは男子の場合 11人中8人も生活の不安のためとしている。又女子の場合も15人中8人が生活の不安の

をめとしてゐる。これは家庭の経済的貧困を示しているものとも言えるわけである。したがって表Ⅹ-1でもわかるように進学を希望するケースが男女とも全体の約五割程度見られる。これは種別に関係なく親は子供の進学を求めるケースがきわめて多いといえる。その理由について共通していえるものは男女とも進学の場合将来のためが非常に多く、次に男の場合は強い人間、かけぬを感じない人間になっている。女子の場合は学校を出ないと今日の世ではものにならない、次に希望という順になっている。又就労について共通して言えることは生活の不安が主となっている。全般的に子供に対する期待が積極的に求めるものが見られる又は大いに社会意識の上昇や同和教育の成果が表われている又は善いことである。

差別をなくすための意見 表(Ⅹ-12)

項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
生活環境をよくすること	10	1	23	$\frac{100}{3}$
貧乏をなくすこと	3		6.9	
経済を豊かにすること	7		15.7	
教育を高めること	16	1	36	$\frac{100}{3}$
人を尊重すること	4	1	9.2	$\frac{100}{3}$
そ の 他	4		9.2	
合 計	44	3	100	100

(3) 社会教育

地区内における社会教育の状況を見ると婦人会、子供会、老人クラブ、町会、若妻会、家畜商組合、農協婦人部、消防団、部落解放同盟及び隣保館等を中心として積極的に進められている。特に部落解放同盟や家畜商組合、若妻会等の地区住民の参加程度は80%以上である。又若妻会の若妻の地位向上のための研究グループは一級にも農村の若妻の地位は低いといわれがちであるが、地区において若妻会が存在することは生活改善にもなり、その発展を促すもので封建的風習から脱皮しようとする意が見られることは若妻を中心として地区の発展にもなり差別意識の皆無を期待することが出来る。又家畜商組合や農協婦人部は商賈の円滑化や物品のあつせんなど経済的向上に努力していることが見られる。これは生活環境の変化を示すものであり社会意識や教育意識の変動に大いに役立つものである。特に若妻会が立ちあがって一歩一歩の改善が見られることは地区において着実に効果が目に見えて表われるものでなく意識という目に見えない物に重実がおかれている。このことは人権意識の向上を物語るものである。これは旧人の自覚 社会的な自覚をうながしている。これは表Ⅹ-14の解放の方法に示されている住民の自主的解決にまかせるが5割以上も示されていることにもかかる地区における教育状況は進学については効果をあげていると言えるがオーに

解放の方法 表Ⅴ-14

	実 数		比 率	
	男	女	男	女
住民の自主的解決にまかせる	25	1	54.2	50.0 ²
国や市町村が解決に力を入れる	15	1	34.5	50.0
その他の	5		11.5	
合 計	45	2	100.0	100.0

学校生活や職業上のつきあいにおいて差別言動が見られる
 矣。地区内外の意識向上に努力を必要とする。才ニに地区
 児童の言動に粗暴な言が見られること。才三に子供の教育
 費に対する関心度が低いこと等、今後このこされた課題で
 ある。一方年々就学状況や進学状況が良くなっていること
 は親の教育に対する考え方が次第に高まりつつあることや
 社会教育活動を通じて地区内外の融和が求められつつある
 ことや社会の諸施設の利用等における一般の向上が見られ
 ることは多少なりとも地区における明るい見透しをうかが
 うことが出来た。又東小学校の場合は三年間同和教育の実
 践指定校として特に他部落との和をはかる。学級内での友
 人関係の協力融合をはかる。差別現象が起きないように生
 活指導をしている。これらの二三の真を中心指標として大
 いに成果をあげていることは単に一般の理解をうながす
 意のみならず他面においても大いに役立っている。

〔17〕 同和行政と財政

荒瀬地区は全国水平社以来運動に参加して部落解放に積極
 的な活動を続けてきた。従って地区の人々の解放への意気は
 各種解放行政の要求となって現われている。かつてこの地区
 に対する差別のはげしさは町の共同浴場へすら入浴すること
 が困難であった地区民は、自らの力によって共同浴場を設立
 し現在では平均600人の利用状況があり地区の大きな財源
 となっている。市の行政も地区民の要請に基づき昭和30年隣
 保館を設立した。然しこの隣保館は部落から2キロも離れた
 處にあり、地区のためには何等役立っていない。なお小諸市
 には荒瀬地区の外、平原、四谷の二地区があるが、三地区を
 あわせての市の同和対策予算を見て見よう。まず荒瀬地区は
 昭和38年度のモデル地区の指定をうけて道路整備とオム種
 公営住宅ノ5戸の新設に着手した。かつて藤村の小説「破戒」
 にある姥瀬川を渡った向町の道路は大きく変わろうとしている。
 せまかった道路が市11mの中心道路となり、表面上は一変
 しようとしているが、このモデル地区の方針が地区全体の向
 上を図るものでなく表面上道路を中心とした計画の欠かぬは
 裏面の地区に対しては何等の施策も考えられない処に問題が
 ある。モデル地区指定にあわせて都市計画が進められている
 が道路整備のみが重点であつて環境の改善、下排水、街灯整
 備、公衆衛生面での改善の要素はたくさん残されている。
 次に地区住民の同和対策に対する関心度を見ると次表のよう

国府県市町村の補助金による対策への態度

申 項	実 数	比 率
必 要 あり	17人	43.2
所によつてある	15人	34.1
必 要 な し	10人	22.7
合 計	42人	100.0

である。以上のように長から見ると同和対策の必要ありとする人の数が多い矣を見るが反面なしと言う人の考えをもつ人のあることを見のがせない。その問題矣はどこにあるかを考えた場合現在の同和行政の本質について掘下げて見る必要が考えられる。

次に市の予算面について見ると下記の通りである。

年 度	市 費	国・県市補助	自己負担
昭35年度	866,000	369,500	496,500
昭36年度	1,904,800	941,980	942,820
昭37年度	4,193,300	1,761,000	2,432,300

以上のように毎年事業費は増加の途を辿っているが、然し国や県、市の補助とくらべて自己負担の大きいのを見逃がせない。市の行政があたかも同和行政について胸心を示すかの如き態度であるように見えるが、実際は地区住民の負担によつて事業が進められている處に問題があり、そこに今日の行政

のあり方を検討すべき問題矣が見られる。

事業の内容は荒堀地区の水道工事、下排水荒堀共同作業所、四谷地区排水施設、四谷、平原、荒堀福祉施設、四谷共同浴場等となっているが、そのすべてが地区の自己負担がふくまれており、そのことが事業の遂行の円満さをかく原因にもなっていることを注意したい。

結 語

以上小樽市荒堀地区の調査についてのべたがこの調査を通じて見た場合長野県における同和行政の取り組みと県、市の連絡調整について多くの問題矣を指摘したい。それは昭和30年に設立された隣保館の利用状況等を見て感じることは、この隣保館は厚生省の補助によつて設立されたものである。死がこの設立を巡って地区住民の意志に反して地区住民の利用価値のない工材も難れた市役所の隣りに設立され、数年前までは市の福祉事務所に使用されており同和対策のための隣保館ら活動が何等展開されてない現状については将来の隣保館設立と運営について大きな問題を与えている。更に今回の調査に当たっても県と市の何れに責任があるのかが最後まではっきりせず、そのことが調査に当たっても多くの問題を残していた。かつて荒堀地区が有名な小説のモデル地区であった姿をどうして向上させるかも市や県の重大な問題矣であるが県も市も国の補助があるから仕事をするという考え方でなく自

らが並んでどうすることが小諸の部落を解放するかの考え方によって事業が進められねばならないのではないだろうか。そのことがないために国や県市の補助額よりも多い自己負担となって現われており、地区の人々の経済の大きな過重となって現われていることを見逃してはならない。県も市も申訳的な行政の実施では根本的に部落解放は前進しない矣を考慮さるべきと思う。更に小諸市にある三地区のうち荒堀地区のみモデル地区に指定した處にも問題がある。眞に小諸市にある部落の解放を目指すならば同時に指定を受け行政の実施が必要であろう。荒堀地区のみどんなによくなっても小諸市の部落は解消されるものではない。残された平原、四谷の地区が依然として悪い条件の中におかれていたならそこに部落内の格差が生れ、それが差別につながる原因も生れるであろう。

又経済の面から見ても共同作業所の設立を見ているが依然として多い行商や日雇人夫等の姿を解消し安定した職業を身につけさせる方法も今後の向題として考慮されねばならないし、教育の面から見ても長欠、未就学はないか、地区の子供達の学力の差、粗暴さ等について一片の型式的な同和教育から父母や子供の願いを中心とした教育と地域の状態を考慮したあり方、進学と就業を保証する教育のあり方が考えられねばならないだろう。その矣についてはこれからも父兄と学校との連絡等について充分の配慮が考えられねばならないと思う。小諸市の場合荒堀地区も四谷、平原地区も解放への意気は充分であり部落解放同盟の支隊が中心となって活動を続けている。従って市や県の行政が地区住民の発意に基いて行政が実施されたとき大きな解放への前進が見られるであろう。